

令和3年3月9日
福島県

県営あづま陸上競技場照明設置工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式募集要領

令和3年3月

福島県企画調整部

目 次

1	目的	1
2	本工事の概要	1
3	参加資格	1
4	スケジュール	3
5	工事仕様	3
6	特定テーマ	3
7	技術提案書及び見積書を特定するための評価基準	4
8	事務局	4
9	不明の点がある場合の質疑について	4
10	参加意思表明書及び参加資格確認書類の提出について	4
11	技術提案書及び見積書の提出について	5
12	審査の実施及び結果の通知	6
13	ヒアリングの実施方法	7
14	無効	7
15	提出書類の取扱い	8
16	契約に関する事項	8
17	その他	8
	(参考) 審査フロー	10

1 目的

この要領は、福島県が発注する「県営あづま陸上競技場照明設置工事」（以下、「本工事」という。）において、福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（制定平成21年3月30日総務部長依命通達 平成27年3月20日最終改正）（以下、「試行要領」という。）第6条第2項に規定する募集要領を定めるものです。

なお、試行要領中「測量等委託業務」とあるのは、「県営あづま陸上競技場照明設置工事」と読み替えて、これらの規定を準用します。

また、この要領に定めのない事項については、試行要領に基づくものとします。

2 本工事の概要

(1) 工事名 県営あづま陸上競技場照明設置工事

(2) 発注者 福島県

(3) 工事場所 福島県福島市佐原地内（県営あづま総合運動公園内）

(4) 整備対象施設 県営あづま陸上競技場の照明施設

※ 整備対象施設の詳細は、特記仕様書を参照ください。

(5) 対象業務

本工事の対象業務は次のとおりです。

ア 整備対象施設に係る実施設計（地質調査等必要な調査を含む）（以下、「設計業務」という。）

イ 整備対象施設に係る新設工事（以下、「施工業務」という。）

ウ その他技術提案に関するもの

(6) 履行期限

令和3年7月中旬（予定）から令和4年3月31日まで。

ただし、提案により履行期限を短縮することは差し支えありません。

(7) 提案上限価格

本工事に係る提案上限価格は、1,200,000千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とします。

3 参加資格

(1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者（以下、「提出者」という。）は、評価基準日（令和3年3月23日（参加意思表明書の提出期限の日））において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、及び2者又は3者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）とします。なお、JVによる参加の場合は、施工業務を行う者を代表者（以下、「JV代表者」という。）とします。

(2) 単独企業又はJV構成員に共通する参加要件

提出者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(3) JVに関する参加要件

提出者がJVの場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることとします。

- ア 結成方法は自主結成であること。
- イ JV代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- ウ JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しない者であること。

(4) 施工業務の参加要件

提出者のうち、施工業務を担当する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「電気工事業」の許可を受けている者であること。
- イ 福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の発注種別「電気設備工事」において格付等級「A」に登録されている者であること。
- ウ 契約の締結日にかかわらず、平成22年4月1日以降に野外の陸上競技場、サッカー場、野球場等（被照面の面積7,000m²以上）における照明設置工事（発注者は問わない。）を元請けとして施工した実績を有し、かつ、当該照明は、評価基準日（令和3年3月23日）において、1年以上の稼働実績を有すること。
- エ 次に掲げる要件を全て満たす者を主任技術者又は監理技術者として、建設業法第26条の規定に基づき配置できる者であること。なお、本件の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で本工事の予定工期と重複する場合は当該者を確認資料に記載することはできません。ただし、重複する期間が、他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作のみが行われている期間である場合、もしくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除きます。

- (ア) 電気工事業に係る建設業法第7条第2号ハに規定する資格を有すること。
- (イ) 評価基準日（令和3年3月23日）において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ウ) 他の工事に従事していない者であること。
- (エ) 契約の締結日にかかわらず、平成22年4月1日以降に野外の陸上競技場、サッカー場、野球場等（被照面の面積7,000m²以上）における照明設置工事（発注者は問わない。）の施工経験を有すること。（工事における立場は問わない。）

4 スケジュール

スケジュールは下記のとおりとします。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 県営あづま陸上競技場照明設置工事
公募型プロポーザル公告 | 令和3年3月9日（火） |
| (2) 質問書の受付 | 令和3年3月9日（火）から
令和3年3月16日（火）午後4時まで |
| (3) 質問書への回答期限 | 令和3年3月19日（金） |
| (4) 参加意思表明書の受付 | 令和3年3月9日（火）から
令和3年3月23日（火）午後4時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和3年3月24日（水） 発送予定 |
| (6) 技術提案書の受付 | 令和3年3月24日（水）から
令和3年4月1日（木）午後4時まで |
| (7) 一次審査結果の通知 | 令和3年4月上旬予定 |
| (8) 二次審査（ヒアリング） | 令和3年4月中旬予定 |
| (9) 二次審査結果の通知 | 令和3年4月下旬予定 |
| (10) 仮契約の締結、審査結果の公表 | 令和3年5月下旬予定 |
| (11) 本契約の締結 | 令和3年7月中旬予定 |

5 工事仕様

特記仕様書のとおりです。

6 特定テーマ

本工事において技術提案を求めるテーマとその留意事項は次のとおりです。

- (1) 陸上競技場の夜間における多様な利活用に配慮した照明機能の提案
 - ア 夜間における各種スポーツ競技大会やイベント等、多目的な利用形態を想定した照明制御機能を有していること。また、その機能により、新たなイベント等が開催できるなど、施設の利活用促進につながること。
 - イ プロスポーツ等の映像配信（ハイビジョン撮影やスーパースロー再生等）に

対応可能であること

(2) 運用や維持管理の容易性及び経済性に配慮した提案

ア 照度切替等の操作や保守点検、清掃等が容易であり、機器の不具合等に迅速に対処可能であること。

イ 光熱水費や保守点検、清掃、修繕等に係る費用（ランニングコスト）が長期的に経済的であること。※長期的とは、60年以上を想定している。

(3) 公園や周辺環境に配慮した提案

ア 照明塔の配置や灯具等の色・デザインがあづま総合運動公園にふさわしく、かつ周辺の景観と調和が図られていること。

イ 照明利用時に施設外への漏れ光や騒音等を抑制し、近隣住民及び周辺の動植物への影響が最小限であること。

7 技術提案書及び見積書を特定するための評価基準

技術提案書及び見積書の評価項目、判断基準及び配点は、「別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表」のとおりです。

8 事務局

福島県企画調整部地域政策課

所 在：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電 話：024-521-7102 FAX：024-521-7912

E-mail：tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp

H P：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/

9 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式11）の提出期限並びに提出場所及び方法

質問事項がある場合は、令和3年3月16日（火）午後4時までに、事務局あてに質問書（様式11）を電子メールで提出してください。なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

質問書に対する回答は、回答書（様式12）を令和3年3月19日（金）から令和3年3月22日（月）までの間、事務局ホームページに掲載します。

10 参加意思表明書及び参加資格確認書類の提出について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意思表明書及び参加資格確認書類（以下、「参加意思表明書等」という。）を提出してください。

(1) 提出期限：令和3年3月23日（火）午後4時まで

※ 提出は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとします。

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法：持参又は郵送

※ 郵送による場合は、電話にて事務局に到達確認を行ってください。なお、郵送による場合は、令和3年3月23日（火）までに到着したものまで有効とします。

(4) 提出書類

ア 県営あづま陸上競技場照明設置工事

公募型プロポーザル方式参加意思表明書等送付書 様式1-1, 1-2

イ 参加意思表明書

様式2-1, 2-2

ウ 企業実績表

様式3

エ 実施体制

様式4

オ 主任（監理）技術者工事实績表

様式5

カ 参加資格確認のために必要な書類

※ 実績として記載した工事の契約書や配置予定技術者の資格証の写し等参加資格を確認できる書類

(5) 提出部数：1部

11 技術提案書及び見積書の提出について

提出者は、次により技術提案書及び見積書を提出してください。なお、上記10により参加意思表明書等を提出し、参加資格を満たしていることを確認した者以外からの技術提案書及び見積書は受け付けません。

(1) 提出期限：令和3年4月1日（木）午後4時まで

※ 提出は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとします。

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法：持参又は郵送

※ 郵送による場合は、電話にて事務局に到達確認を行ってください。なお、郵送による場合は、令和3年4月1日（木）までに到着したものまで有効とします。

(4) 提出書類

ア 県営あづま陸上競技場照明設置工事

公募型プロポーザル方式提出書類送付書 様式6-1, 6-2

イ 工事概要

様式7

ウ 照明の仕様

様式8-1

エ 全体工程の妥当性（工程表含む）

様式8-2

オ 特定テーマに対する技術提案

様式8-3

カ 見積書	様式9
キ 特定建設工事共同企業体協定書	様式10

(5) 技術提案書及び見積書の作成について

技術提案書及び見積書の作成にあたり、次のアからキの事項（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に係る評価項目を0点とします。

ア 共通事項

- (ア) 上記(4)の様式で作成してください。なお、片面印刷、横書きとします。
- (イ) 様式7～8に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとしてください。また、様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とします。
- (ウ) A3判様式は、A4判様式の大きさに折り込んでください。

イ 工事概要（様式7）

- (ア) 工事の概要及び実施方針について記載してください。

ウ 照明の仕様（様式8-1）

- (ア) 照明の仕様について簡潔に記載し、特記仕様書の要求仕様と対比できるように記載してください。枚数は2枚までとします。

エ 全体工程の妥当性（工程表含む）（様式8-2）

- (ア) 対象業務の内容を踏まえ、工程表の考え方及び全体工程表を作成してください。

オ 特定テーマに対する技術提案（様式8-3）

- (ア) 上記6に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載してください。
- (イ) 1テーマ毎にA3判又はA4判（横）片面1枚までとします。

カ 見積書（様式9）

- (ア) 業務毎（設計業務及び施工業務）に費用を算出した上で、本工事に係る全ての費用を含めて作成してください。

12 審査の実施及び結果の通知

福島県職員及び福島市職員で構成する審査委員会において、技術提案書やプレゼンテーション、ヒアリングによる審査により、本工事の受注候補者及び次点候補者の選定を行います。

審査は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果書（様式14）により事務局ホームページで公表します。

(1) 参加資格確認

参加意思表明書等の提出者が上記3の参加資格を全て満たしているか確認します。

確認結果は、参加意思表明書等の提出者全者に対して、書面にて郵送（令和3年3月24日（水）発送予定）で通知します。

(2) 一次審査

審査委員会にて、提出された技術提案書及び見積書からヒアリング対象者（上位5社以内）を選定します。

審査結果は、提出者全者に対して、書面にて郵送で通知します。

(3) 二次審査

ヒアリング対象者からヒアリングを行い、受注候補者1者、次点候補者1者を選定します。

審査結果は、ヒアリング対象者全者に、書面にて郵送で通知します。

13 ヒアリングの実施方法

ヒアリングの実施日時（令和3年4月中旬予定）及び会場等は、一次審査結果通知により通知します。

ヒアリングは、様式7～8を補完する説明を受けます。ただし、新たな資料の配付は認めません。

なお、説明者は実施体制（様式4）に記載した提案担当技術者とします。その他、担当技術者（実施体制（様式4）として記載したうち2名まで）が出席できるものとします。

14 無効

次の各号のいずれかに該当する場合、技術提案書及び見積書を無効とします。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の技術提案書及び見積書を提出した場合。
- (3) 技術提案書及び見積書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに技術提案書及び見積書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、特定記録郵便又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません。

- (4) 技術提案書及び見積書の様式及び本要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。
- (5) 技術提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 審査委員又は関係者（あづま総合運動公園の指定管理者である（公財）福島県都市公園・緑化協会を含む）に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

- (7) ヒアリングに出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除きます。
- (8) 技術提案書提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除きます。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類は、参加表明書等の確認や技術提案書及び見積書の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、参加表明書等、技術提案書及び見積書の写しを作成し使用することができるものとします。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提出書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとします。
- (5) 原則として、参加表明書等、技術提案書及び見積書の提出後、それぞれの確認、審査が終了するまでの間は、参加表明書等、技術提案書及び見積書に記載された内容の変更は認めません。

16 契約に関する事項

- (1) 契約の締結
 - 審査委員会で選定された受注候補者と契約交渉を行いますが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結は行いません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合。
 - イ 福島県から入札参加資格制限を受けることとなった場合。
 - ウ 技術提案書の無効が判明した場合。
- (2) 契約の成立
 - ア 受注候補者は、発注者と見積合わせを行い、仮契約を締結します。なお、提出した見積書に記載した見積額を超えて契約することはできません。
 - イ 本工事の仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例21号）第2条の規定に該当する場合はこの条例に基づき、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

17 その他

- (1) プロポーザルへの参加に係る費用は、全て提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をし、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- (4) 契約締結者が、提出した技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約の解除、違約金の請求、請負工事等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- (5) 工事場所は、一般の公園利用の範囲内で確認することができます。

※ 関係資料の閲覧について

特記仕様書に添付された資料以外に既存施設の詳細を確認できる資料を以下のとおり閲覧可能とします。閲覧を希望する場合は、県営あづま陸上競技場の事務室にて受付を行ってください。

(1) 閲覧資料

- ア 福島県あづま総合運動公園整備台帳 あづま陸上競技場
- イ あづま陸上競技場建設工事（建築）
- ウ あづま陸上競技場建設（建築）工事 完成図面
- エ あづま陸上競技場建設（電気設備）工事 完成図面
- オ あづま陸上競技場建設（屋外電気設備）工事 完成図面
- カ あづま陸上競技場建設（器具庫・4 炬火台建築）工事 完成図面
- キ 地質調査委託報告書
- ク 公園整備（夜間照明塔電気設備）工事 完成図
- ケ 公園整備（野球場発動発電機増設）工事 完成図

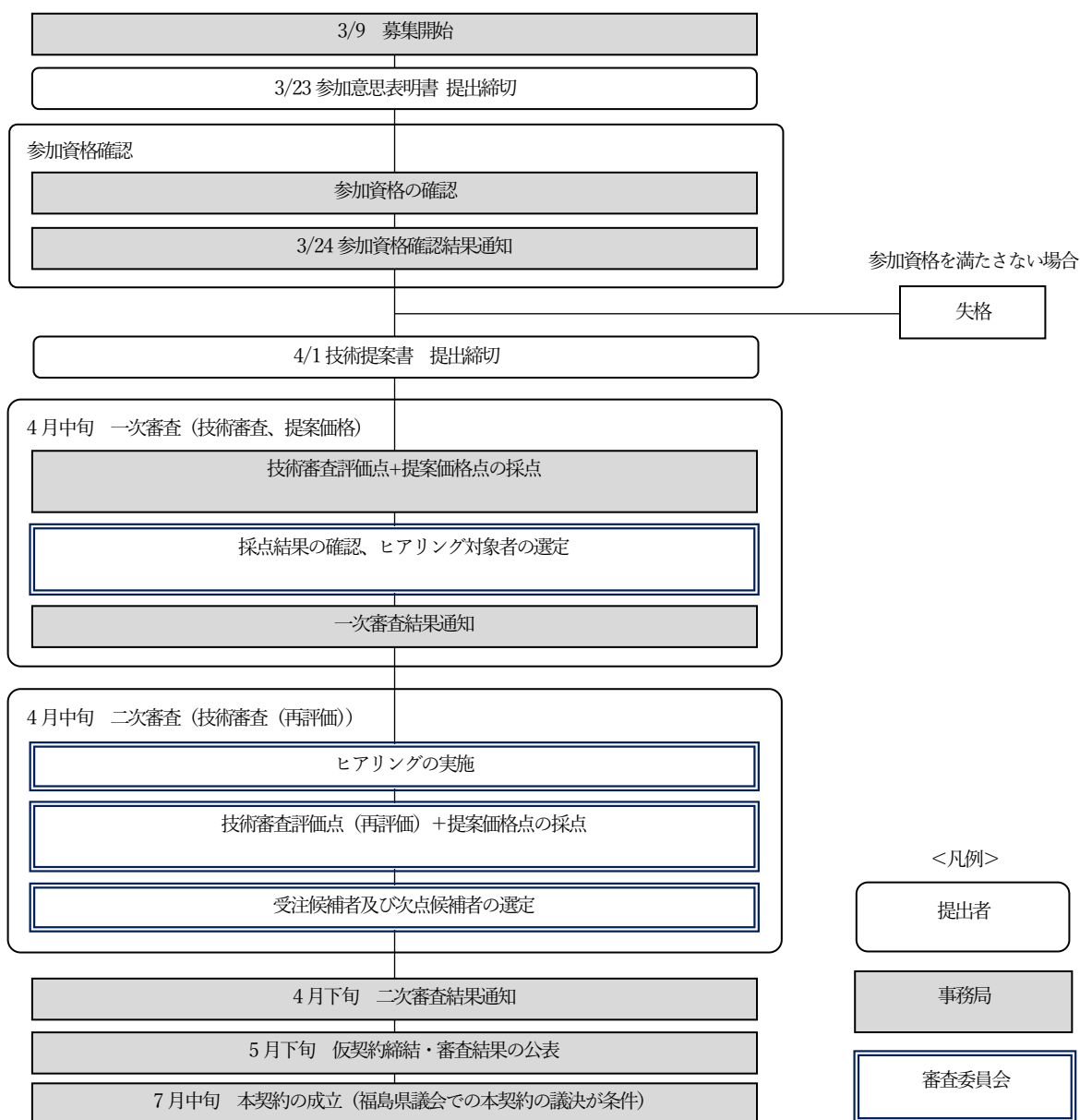
(2) 閲覧期間

令和3年3月10日（水）から令和3年4月1日（木）の午前9時から午後4時まで
ただし、火曜日を除く

(3) 閲覧場所

県営あづま陸上競技場内（受付にて確認してください）

(参考) 審査フロー



別表 1

県営あづま陸上競技場照明設置工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

本評価基準表は、県営あづま陸上競技場照明設置工事公募型プロポーザル方式における技術提案書及び見積書の評価基準である。

※ 特記仕様書で定めた要求仕様を満たしていない場合及び工期内での完成が見込めないと判断した場合は失格とする。

※ 総合得点が同点となった場合は、見積書による価格点が高いものを優位とする。

1. 全体工程の妥当性

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
全体工程の妥当性 30点	実施設計から工事完成までの全体工程が適正であるか (各工種、手続き等)	・適正である	30点
		・劣っている	20点
		・大いに劣っている	10点
		得点	/30点
		※工程が指定の履行期限内に完成できていない場合は失格とする	

2. 特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマに対する技術提案 120点	①陸上競技場の夜間における多様な利活用に配慮した照明機能の提案 40点	多目的な利用形態を想定した照明制御機能を有しているか。	・大いに優れている 20点
		また、その機能により、施設の利活用促進につながるか。	・優れている 12点
			・一般的な機能である 5点
		得点	/20点
		プロスポーツ等の映像配信（ハイビジョン撮影やスーパー slows 再生等）に対応可能となっているか	・大いに優れている 20点
			・優れている 12点
		・一般的な仕様である 5点	
	得点	/20点	
	②運用や維持管理の容易性及び経済性に配慮した提案 40点	照度切替等の操作や保守点検、清掃等が容易であり、機器の不具合等に迅速に対処可能となっているか	・大いに優れている 20点
			・優れている 12点
			・一般的な容易性である 5点
		得点	/20点
光熱水費や保守点検、清掃、修繕等に係る費用（ランニングコスト）が長期的に経済的に優れているか		・大いに優れている 20点	
		・優れている 12点	
	・一般的な経済性である 5点		
得点	/20点		

	③公園や周辺環境に配慮した提案 40点	照明塔の配置や灯具等の色・デザインがあづま総合運動公園にふさわしく、かつ周辺の景観と調和が図られているか	・大いに優れている	20点	
			・優れている	12点	
			・一般的である	5点	
			得点	/20点	
			照明利用時に施設外への漏れ光や騒音等を抑制し、近隣住民及び周辺の動植物への影響が最小限となっているか	・大いに優れている	20点
				・優れている	12点
				・一般的である	5点
				得点	/20点
			小計	/120点	

3. 見積書

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
見積書 50点	見積額	下記の計算式より見積価格から配点する 配点 = 50点 - (見積額 - 最低見積額) / 1億円 × 10点	点
		得点	/50点

※計算式により配点が0点以下となった場合は、配点を0点とする。

※計算式は小数点第2位を四捨五入し、少数第1位までを配点とする。

○言葉の定義

見積額 : 各提案者の見積額

最低見積額 : 各提案者の見積額の中の最低見積額

県営あづま陸上競技場照明設置工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式評価基準（評価項目及び配点）

評価項目		配点
1	全体工程の妥当性(工程表含む)	小計 30
2	特定テーマに対する技術提案	小計 120
	① 陸上競技場の夜間における多様な利活用に配慮した照明機能の提案	40
	・照明制御機能	20
	・映像配信への対応	20
	② 運用や維持管理の容易性及び経済性に配慮した提案	40
	・容易性	20
	・経済性	20
	③ 公園や周辺環境に配慮した提案	40
	・デザイン、景観	20
	・住環境、動植物への影響	20
3	見積書による価格点	小計 50
総合評価点		合計 200